

令和 4年 5月10日

最高裁判所 御中

令和4年(ヤ)104号、令和4年(ヤ)105号事件の再審申入書に対して以下につき変更・追加をお願いするとともに再審に際し以下の要請を致します

再審申立人 [REDACTED]

1 (追加) 2 ページ目 再審の理由 1 行目追加

民事訴訟法338条9項 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があった。すなわち、憲法29条財産権という重要な事項についての判断の遺脱があった。

2 (変更・追加) 2 ページ目 再審の理由 2 行目から 4 行目まで

(修正・追加前)

[REDACTED] の遺言は、控訴人の財産である控訴人居住住居の一部である玄関庇屋根とその支柱を破壊せしめることが必要であり、また玄関庇屋根を一部失うことは控訴人住居の財産的価値を著しく減損せしめる遺言である。

(修正・追加後)

[REDACTED] の遺言は、控訴人の財産である控訴人居住住居の一部である玄関庇屋根とその支柱、排水管、物置と玄関庇と間に存在する工作物を破壊せしめることが必要であり、また玄関庇屋根を一部失うことは控訴人住居の財産的価値を著しく減損せしめる遺言である。

(添付1：再審申立人撮影再審申立人住居玄関付近写真)

(添付2：地積測量図を基に再審申立人作成所有権破壊物件概要図)

3 再審に際し、最高裁判所に対する要請

1) 2つの事件によって最高裁判所の2つの小法廷はそれぞれ合憲の判断を判断されたものであると信じている。しかしながら、本事案は2つの合憲の判断によって違憲の判断が行われたものである。したがって、一つの再審申入書に対してそれぞれ別に再審が行われる事は事態の再発を招くと考えられる。よって、第三小法廷或いは大法廷による本事案の一括再審を要請する。

2) [REDACTED] 公正証書遺言作成時の認知症の状況について賢明なる判断が行われることを要請する。

令和4年(ヤ)第104号事件は第一審において裁判所鑑定が行われ鑑定人の [REDACTED] 医師によって鑑定書が作成された。

その主文は以下の通りである。

「一、事件本人は平成12年頃から始まった認知症状態にあり、平成17年3月30日頃までには中程度の知能低下に至る混合型認知症に罹患していた。

二、事件本人は平成17年3月30日当時、自らの意志で遺言を企画し、遺言内容を考え、決定する能力にはなかった。ただし、声かけや誘導によって遺言書を作成することは可能であったと思われる。」

また、第二審においては私的鑑定書が提出された。鑑定人は [REDACTED] 主任教授であった。

その結論は以下の通りである。

「亡き [REDACTED] は平成17年3月30日当時に遺言能力を有していなかった。」

(注) 両鑑定書とも平成17年3月30日当時と記載しているが、これは [REDACTED] が公正証書遺言作成した日である。

(以下余白)